第2号議案

業務規程の変更及びその認可申請について

(案)

1. 業務規程の変更

容量市場における経過措置対象電源を変更する等のため、別紙1のとおり業務規程の変更案を作成し、電気事業法(昭和39年法律第170号) 第28条の33第3号の規定に基づき次回総会に付議する。

2. 業務規程の変更の認可申請

1. の変更案が次回総会により議決された後、電気事業法第28条の41 第3項及び広域的運営推進機関に関する省令(平成26年経済産業省令 第36号)第10条第1項の規定に基づき、別紙2及び総会の議事録により、 経済産業大臣に対し、業務規程の変更の認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1:業務規程変更案 新旧対照表 別紙2:業務規程変更認可申請書

業務規程の変更について

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更 【該当条文:附則(令和元年7月1日)第3条、附則(令和 年 月 日) 第7条】

- ・容量市場における経過措置対象となる電源を、「安定電源」及び「変動電源(単独)」とする旨規定
- 2. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設 【該当条文: 附則(平成29年9月6日)第4条、第8条、附則(令和元年7 月1日)第2条、附則(令和 年 月 日)第2条から第6条】
 - ・東北東京間連系線増強工事等の特定負担者について、東北東京間連系線の 混雑発生時のエリア間値差の精算を行うため、特定負担計画の管理等、特 定負担者の取扱いに関する内容等を規定
- 3. その他の規定の変更
 - (1) 東北東京間連系線の管理方法の変更

【該当条文:別表10-1及び別表10-2】

- ・東北東京間連系線の潮流をフェンス潮流で運用管理する旨を規定
- (2) 東京中部間連系設備の対象設備の変更

【該当条文:別表10-1】

- ・飛騨信濃周波数変換設備を東京中部間連系設備の対象設備の一つに加え て管理する旨を規定
- (3) 容量市場関係規定の表現等の変更

【該当条文:第32条の9、第32条の14から第32条の16まで、 第32条の22、第32条の23及び第32条の36】

・容量市場関係規定の表現等を業務の趣旨に合わせて変更

以上

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

电刀瓜坞的建凿推造做	関 業務規程 新旧对照表
変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
平成27年4月1日施行	
令和 <u>2年2月1日</u> 変更	令和 <u>年月日</u> 変更
業務規程	業務規程
一个人的人们上	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
(変更履歴)	(変更履歴)
平成27年4月1日施行	平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更	平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更	平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更	平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更	平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更	平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更	平成29年9月6日変更
平成30年4月1日変更	平成30年4月1日変更
平成30年6月29日変更	平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更	平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更	平成31年4月1日変更
令和元年7月1日変更	令和元年7月1日変更
	令和2年2月1日変更

変更前(変更点に <u>下線</u>)	変更後(変更点に下線)
(電源等情報の審査及び <u>証明書の発行</u>)	(電源等情報の審査及び <u>登録完了の通知</u>)
第32条の9 (略)	第32条の9 (略)
2 (略)	
3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場	3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場
合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報 <u>が</u> 登録 <u>され</u> た旨を <u>証明する電源等情報の登</u>	合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報 <u>の</u> 登録 <u>が完了し</u> た旨を <u>通知</u> する。
録証明書(以下「電源等情報登録証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。	
4 (略)	4 (略)
(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知)	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知)
第32条の11 (略)	第32条の11 (略)
2 (略)	2 (略)
3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又	3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又
は取消の内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。	は取消の <u>申込</u> 内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。
4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申	4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申
込 <u>み</u> が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システム	込 <u>内容</u> が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システ
への登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は	ムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又
取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。	は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
(期待容量の登録申込みの受付)	(期待容量の登録申込みの受付)
第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に	第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に
定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報登録 <u>証明書を保有している</u> 市場参加資	定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報 <u>の</u> 登録を <u>完了</u> し <u>た</u> 市場参加資格事業者
格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。	ー から期待容量の登録申込みを受け付ける。
(期待容量の審査及び <u>証明書の発行</u>)	(期待容量の審査及び <u>登録完了等の通知</u>)
第32条の15 (略)	第32条の15 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が	6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が
完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションの参加に必要な資格証明書(以下「メイ	完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションに参加できる旨を通知する。
ンオークション参加資格証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。	
<u></u> (応札の受付、変更、取消)	(応札の受付、変更、取消)
 第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に	第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に
定める応札の受付期間において、メインオークション参加資格証明書を保有する市場参加資格事業者	定める応札の受付期間において、メインオークションに参加できる市場参加資格事業者(以下「メイ
(以下「メインオークション参加資格事業者」という。)から応札を受け付ける。	ンオークション参加資格事業者」という。)から応札を受け付ける。
2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報(以下「応札	
情報」という。)は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオー	情報」という。)は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6項に基づき通知さ
クション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。	れた応札の上限容量を超えないものとする。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)	(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)
第32条の22 (略)	第32条の22 (略)

2 本機関は、第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、調達オー クションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業 者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。

2 本機関は、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望 する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。

後(変更点に下線)

(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の23 (略)

2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリ ースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークション参加資格証明 書を発行する。

(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の23 (略)

2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリ ースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる 旨を通知する。

(差替先電源等情報の登録申込みの受付)

第32条の36 (略)

2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、第32 条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、差替先電源等提供者から、随 時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から 第5項に準じて審査を行う。

(差替先電源等情報の登録申込みの受付)

第32条の36 (略)

2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先 電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第3 2条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。

(連系線の管理)

第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備	
北海道本州間連系設備	 北海道 ~ 東北	北海道・本州間電力連系設備	
1. 一	化伊坦 ~ 宋化	新北海道本州間連系設備	
市小車与間冲 交纳	事业 - 事章	相馬双葉幹線	
東北東京間連系線	東北 ~ 東京	いわき幹線	
		佐久間周波数変換設備	
古古山如即古石弘供		新信濃周波数変換設備	
東京中部間連系設備	東京 ~ 中部	東清水周波数変換設備	
中部関西間連系線	中部 ~ 関西	三重東近江線	
中如北阳本本和进(沙)		南福光連系所及び南福光変電所	
中部北陸間連系設備(※ <u>1</u>)	中部 ~ 北陸	の連系設備	
北陸関西間連系線(※1)	北陸 ~ 関西	越前嶺南線	
関西中国間連系線(※2)	関西 ~ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	
関西四国間連系設備 関西 ~ 四		紀北変換所、阿南変換所間	
		の連系設備	
中国四国間連系線	中国 ~ 四国	本四連系線	
中国九州間連系線	中国 ~ 九州	関門連系線	

(連系線の管理)

第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
上 北海道本州間連系設備	 北海道 ~ 東北	北海道・本州間電力連系設備
14年12年7111月12年末政第		新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線(※1)	 東北 ~ 東京	相馬双葉幹線
来北宋尔间连尔林 <u>(次1)</u>	宋礼 朱京	いわき幹線
		佐久間周波数変換設備
東京中部間連系設備	東京 ~ 中部	新信濃周波数変換設備
来水中即即 建 术政调	来尔· 中的	東清水周波数変換設備
		飛騨信濃周波数変換設備
中部関西間連系線	中部 ~ 関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備(※2)	⊋備(※2) 中部 ~ 北陸	南福光連系所及び南福光変電所
中的礼座间建示政师(次 <u>乙</u>)	中的 小腿	の連系設備
北陸関西間連系線(※2)	北陸 ~ 関西	越前嶺南線
関西中国間連系線(<u>※3</u>)	関西 ~ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備		紀北変換所、阿南変換所間
	関西 ~ 四国 	の連系設備
中国四国間連系線	中国 ~ 四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国 ~ 九州	関門連系線

(※1) 東北東京間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、 健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「東北東京フェンス潮流」という。)

変更(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	により管理する。
(※ <u>1</u>) 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。 (※ <u>2</u>) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、	(※ <u>2</u>) 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。 (※ <u>3</u>) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、
健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「関中フェンス潮流」という。)により 管理する。	健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「関中フェンス潮流」という。) により管理する。
(運用容量の設定)	(運用容量の設定)
第126条 (略)	第126条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期 <u>計画</u> 及び年間 <u>計画</u> における運用容量を算出	3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。
する。	
4 (略)	
5 本機関は、 <u>月間、週間、翌々日及び翌日以降</u> 運用容量 <u>の各断面</u> について、 <u>別表12-1(d)</u> に定める <u>公表</u> 時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。	5 本機関は、運用容量について、 <u>別途公表している「表本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」</u> に定める <u>公開</u> 時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。
(マージンの設定及び更新の考え方の公表)	(マージンの設定及び更新の考え方の公表)
第128条 (略)	第128条 (略)
2 (略)	
3 本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、長期、年間及び翌々日におけるマージンを設定し、	2
別表 $12-1$ (d) に定める公表時期までに、 $2n \times 2$ 公表する。	時期」に定める公開時期までに、マージンの設定の考え方に基づき、その値を設定し、公表する。
(マージンの算出)	(マージンの算出)
第129条 (略)	第129条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、別表12-1(d)に定める公表時期までに、翌々日	4 本機関は、マージンについて、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開
	<u> </u>
(空容量の算出及び公表)	(空容量の算出及び公表)
第133条 (略)	第133条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
別表10-2 空容量の算出式	別表 1 0 - 2 空容量の算出式
空容量算出式	空容量算出式
(※1、※2、※3、※4、 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流	(※1、※2、※3、※4、 ※ 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
* 5、 * 6、 * 7)	5、%6、%7 <u>%8)</u>
(※1) (略)	(※1) (略)
(※2) (略)	(※2) (略)
(※3) (略)	(※3) (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変更後(変更点に下線)
(※4) (略)	(※4) (略)
(※5) 関西中国間連系線の空容量は、計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。	(※5) 関西中国間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、関中フェンス潮流の値とする。
(※6) (略)	(※6) (略)
(※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。	(※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。
	(※8) 東北東京間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、東北東京フェンス潮流の値とする。
附則(平成28年7月11日)	附則(平成28年7月11日)
(供給区域別の供給実績の公表)	
第2条 本機関は、第168条別表12-1 (b) に定めるもののうち供給区域別の需要実績及び供給	第 2 条 削除
実績の公表については、広域機関システム及び一般送配電事業者において必要となるシステムの改修	
完了後から行う。	
附則 (平成 2 9 年 9 月 6 日)	附則(平成29年9月6日)
(経過措置可否判定)	
第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。ただし、	 第 4 条 削除
経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更とな	
った場合には、都度、経過措置可否判定を行う。	
2 本機関は、経過措置可否判定にあたって、経過措置の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所	
から、発行された間接送電権の量(以下「間接送電権発行量」という。)の通知を受ける。	
3 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それ	
ぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。	
一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量	
の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画	
二 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量	
の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理(附則第8条に定める。)を行	
い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画	
第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連	第8条 <u>削除</u>
系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過した場合には、当該各連系線に係る経	
過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値(但し、	
値が負の場合はゼロ)まで経過措置計画の値を減少する(以下「減少処理」という。)。	
2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画について	
は、同順位として取り扱う。	
3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値	
とする。なお、経過措置計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとす	
<u>る。</u>	
附則(令和元年7月1日)	附則(令和元年7月1日)
(東北東京間連系線等の増強工事の特定負担者の約定結果の確認)	
第2条 本機関は、平成30年9月30日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系線のほか、関連	第2条 <u>削除</u>
する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者の前日スポット市場での取引結果について、卸電力取引	
<u>所から通知を受けるとともに、その内容を確認する。</u>	

変 更 前 (変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
附則(令和元年7月1日)	附則(令和元年7月1日)
(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)	
第3条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された発電設備等(以	第3条 <u>削除</u>
下「経過措置対象電源」という。)に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量	
確保契約金額とする。	
2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を	
実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。	
別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式	
経過措置対象電源の容量 容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1	
確保契約金額算出式 <u>一 控除率※1) × 約定価格</u>	
(※1) 本機関が別途定める。	
(新設)	附則(令和 年 月 日)
	(施行期日)
	第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
(新設)	附則(令和 年 月 日)
	(特定負担計画の管理)
	第2条 本機関は、東北東京間連系線等における増強工事又は運用容量の拡大対策の特定負担による値
	差精算の対象となり得る者(以下、この条において「値差精算対象者」という。)から特定負担の値
	差精算の対象となる権利(以下「値差精算権利」という。)に係る申請の受付を行う。
	2 本機関は、値差精算対象者から前項の申請を受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を
	<u>行う。</u>
	3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値
	<u>差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。</u>
	4 本機関は、前項の権利付与に伴い、特定負担による値差精算の対象となり得る計画(以下「特定負
	担計画」という。)を登録し、管理するとともに、卸電力取引所に当該特定負担計画を通知する。
	5 本機関は、附則第4条に定めるところにより特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となる
	か否かの判定(以下「特定負担可否判定」という。)を行い、当該判定結果にしたがい特定負担によ
	る値差精算の対象を定めるとともに、管理する。
	6 本機関は、特定負担可否判定の結果を、特定負担による値差精算の根拠となる値として、第3項の
	権利を付与された特定負担計画を有する者(以下「特定負担計画対象者」という。)及び卸電力取引
/☆r ⊃n.\	<u>所に通知する。</u> (株式を担望来の事業)
	(特定負担計画の更新)
	第3条 本機関は、特定負担計画対象者から、随時、送配電等業務指針に定めるところにより、特定負担計画の様なばいなける場合に関い、再がよる計画(NJ工「株字会和再が計画」という。)の提出な
	担計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画(以下「特定負担更新計画」という。)の提出を
	受け付ける。
	2 本機関は、特定負担更新計画の提出を受け付けた場合には、特定負担計画の値を当該特定負担更新計画の値に再発する
	計画の値に更新する。 3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出され
	なかった場合には、前条第4項で登録した値を30分単位の値に変換して更新する。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(経過措置可否判定及び特定負担可否判定)
	第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過
	措置可否判定及び特定負担可否判定(以下「経過措置可否判定等」という。)を行う。ただし、経過
	措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまで
	の間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。
	2 本機関は、経過措置可否判定等を行うに当たって、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日
	の前々日12時までに、卸電力取引所から発行された間接送電権の量(以下「間接送電権発行量」と
	いう。) の通知を受ける。また、経過措置可否判定等の結果、卸電力取引所により間接送電権発行量
	の減少が行われた場合は、減少後の間接送電権発行量の通知を受ける。
	3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該そ
	れぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連
	系線に係る第2号において減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線
	の空容量の値から前項において通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する
	場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による
	<u>値差精算の対象として定める。</u>
	一 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値か
	ら間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画及び特定負担計画
	二 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値か
	ら間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画の値を減少し、当該減少後
	の値に更新した経過措置計画及び特定負担計画
(新設)	(減少処理)
	第5条 本機関は、前条第3項第2号の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計
	画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値(ただし、値が負
	<u>の場合はゼロ)まで経過措置計画の値を減少する。</u>
	2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計
	画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。
	3 本機関は、経過措置計画の登録時刻が遅い順に値を減少する。ただし、登録時刻が同一の経過措置
	計画については、同順位として取り扱う。
	4 本機関は、全ての特定負担計画を同順位として特定負担計画の値を減少する。
	5 本機関は、同順位の経過措置計画及び同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の経過措置計画及
	び特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画及び特定負担計画の減少量
(days = 11)	<u>の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</u>
(新設)	(特定負担計画の確認)
	第6条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、特定負担計画に基づく値差精算の利用状況等を確認
	<u> </u>
	一 本機関は、卸電力取引所から特定負担計画に係る入札実績(以下「特定負担入札実績」という。)
	<u>の提出を受ける。</u> 一 大機関は、株字会担引車 1. 株字会担 3. 社 字条を切り、 株字会担 3. 大ス体業株質の利用化辺のな
	二本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績を照合し、特定負担による値差精算の利用状況の確
	<u>認を行う。</u> 一 大機関は、性党会担急両も性党会担急は実体の委飾ぶ去さい担合体、以西も認みを担合には、性
	三本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、特
	定負担計画対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、特定負担計画対象者に対して、

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	特定負担計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。
	四 本機関は、前各号により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないと認める場合には、
	当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。
	五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に
	対し、第179条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。
	特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認め
	た場合も同様とする。
(新設)	(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)
	第7条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲
	<u>げる電源(以下「経過措置対象電源」という。)に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出し</u>
	た金額を容量確保契約金額とする。
	一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエのいずれかに該当する期待容量が1,00
	<u>0 キロワット以上の電源</u>
	二 送配電等業務指針第15条の4第1項第2号ア又はイに該当する期待容量が1,000キロワッ
	ト以上の電源(ただし、複数の電源を組み合わせる場合は除く。)
	2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を
	実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。
	別表 1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式
	経過措置対象電源の容量 容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1
	確保契約金額算出式 一 控除率※1) × 約定価格
	(<u>※</u> 1) 本機関が別途定める。

様式第8(第10条関係)

業務規程変更認可申請書

令和2年3月 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関 理事長 金本 良嗣 住 所 東京都江東区豊洲 6 - 2 - 1 5

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容 別紙1のとおり。※添付略
- 2 変更しようとする年月日 経済産業大臣の認可を受けた日。
- 3 変更しようとする理由 容量市場における経過措置対象電源を変更する等のため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要 別紙2のとおり。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

(将来見込みを含む案)

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
令和元年7月1日	・経済産業大臣が現行の業務規程の変更の認可。
令和元年12月11日 ~ 令和2年1月 7日	・本変更案(別紙1。以下同じ。)が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定に基づき、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件(令和2年1月14日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。)。
△和9年1日91日	
令和2年1月31日	・2019年度第3回評議員会により、本変更案を議決。
令和2年1月31日	・第 230 回理事会において、本変更案を議決。
令和2年3月2日	・第9回通常総会において、本変更案を議決。